

定

款

令和4年6月29日
株式会社 城南進学研究社

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、株式会社城南進学研究社と称し、JOHNAN ACADEMIC PREPARATORY INSTITUTE, INC. と英訳する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 予備校、進学教室、語学学校、その他教育・文化に関する各種教室の経営ならびにフランチャイズチェーンシステムによる予備校、進学教室の加盟店の募集および経営指導
- (2) 大学受験用模擬試験の企画、制作、採点および集計
- (3) 大学、高校および中学受験用教材の企画、制作、販売
- (4) 広告、宣伝および催事に関する企画、制作
- (5) 出版業
- (6) 書籍、文房具の販売
- (7) 映像機器、通信機器、音響機器、教育機器、コンピュータおよびこれらに関するシステム・ソフトウェアの開発、製作、販売、レンタル、導入指導、保守ならびにこれらに関連する情報処理サービス業
- (8) カルチャー教室の経営
- (9) 資格取得の受験指導および教室の経営
- (10) 家庭訪問による学習指導
- (11) 経営コンサルタント業
- (12) 個人および企業の人材教育および研修業務の請負
- (13) 清掃業務の管理および請負
- (14) 警備業務の請負
- (15) 印刷物の制作・販売
- (16) 飲食物の販売
- (17) 日用雑貨の販売
- (18) 一般労働者派遣・請負事業
- (19) 進学情報および一般企業のセールスプロモーションイベントの企画・実施
- (20) 情報通信サービス、情報提供サービスその他情報サービスの提供、インターネット等のネットワークを利用した通信販売
- (21) 不動産賃貸業
- (22) 保育・福祉に関する事業
- (23) 前各号に附帯関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、33,000,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令また

は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（招集権者および議長）

当会社の株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会の議事については、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

第 19 条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、3 名以上 10 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、3 名以上 5 名以内（その過半数は社外取締役とする。）とする。

第 20 条（取締役の選任方法）

当会社の監査等委員である取締役とそれ以外の取締役は、株主総会において区別して選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社の取締役の選任決議はすべて累積投票によらないものとする。

第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項にかかわらず監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条（代表取締役および役付取締役）

当会社に、取締役社長 1 名を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を取締役会の決議により、監査等委員ではない取締役の中から選定する。

- 2 取締役社長は、当会社を代表する。
- 3 取締役社長のほか、取締役会の決議により、監査等委員ではない取締役の中から当会社を代表する取締役を定めることができる。

第 23 条（取締役会）

取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

- 2 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
- 3 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に発する。ただし緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。
- 4 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
- 5 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第 24 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条（重要な業務執行の委任）

当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 26 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

- 2 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。

第 27 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものは除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 28 条（監査等委員会）

監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

- 2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 29 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 30 条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第 31 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

第32条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第33条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第34条（期末配当の基準日）

当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第35条（中間配当）

当会社は取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

第36条（剰余金の配当の除斥期間等）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

2 前項の金銭には利息をつけない。

（附則）

1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上